

各手当制度のご紹介

～ 児童手当 ～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的に支給される手当です。

◆支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますので、ご注意ください。

◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

①所得制限額未満の方

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
“（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

②所得制限額以上の方

児童の年齢に関係なく一律 5,000円

◆支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- ◎父母が婚姻を解消した児童
 - ◎父または母が死亡した児童
 - ◎父または母が一定程度の障害の状態にある児童
 - ◎父または母が生死不明の児童
 - ◎父または母が1年以上遺棄している児童
 - ◎父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ◎父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ◎婚姻によらないで生まれた児童
 - ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童
- ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

①児童が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
- ハ. 母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）

②父母または養育者が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ※公的年金等を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◆支給額（児童1人月額）

	～平成30年3月	平成30年4月～
全部支給	42,290円	42,500円
一部支給	42,280円 ～ 9,980円	42,490円 ～ 10,030円

※児童2人目は月額10,040円、3人目以降は児童1人につき月額6,020円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止または全部停止となります。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月に前月分まで支給されます。
※平成31年11月からは、奇数月に年6回2カ月分ずつの支給に変更となります。

～ 特別児童扶養手当 ～

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～平成30年3月	平成30年4月～
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

～ 障害児福祉手当・特別障害者手当 ～

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設等に入所している方、3カ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～平成30年3月	平成30年4月～
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
特別障害者手当	26,810円	26,940円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166）告知端末機：5-8813